

## 神戸市外国語大学外国学研究所規則

2023年4月1日

規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号）第7条第2項に基づき、神戸市外国語大学外国学研究所（以下「研究所」という。）に関し基本的事項を定める。

(目的)

第2条 研究所は、外国学並びにそれに関連する諸文化、科学の研究並びに地域との教育研究交流及び連携を行い、神戸市外国語大学（以下「本学」という。）における学術研究の充実発展と教育成果の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 外国学等に関する研究調査
- (2) 海外の研究機関との交流及び連携
- (3) 内外の研究者及び研究機関との共同研究
- (4) 紀要等の発行
- (5) 学会、研究会及び講演会等の開催
- (6) 市民講座等の講座の開催
- (7) 地域団体等との教育研究交流及び連携
- (8) 研究者等の招へい
- (9) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(地域連携推進センター)

第4条 研究所に地域連携推進センターを置く。

2 地域連携推進センターは、前条第6号及び第7号の事業を行う。

(構成員)

第5条 研究所に次の構成員を置く。

- (1) 所長
- (2) 地域連携推進センター長
- (3) 研究員
- (4) 事務職員

2 前項に定めるほか、学長が必要と認めるときは、理事長に申し出て地域連携推進センターに副センター長を置くことができる。

(所長)

第6条 所長は、研究所の事業を統括し、研究所を代表する。

2 所長の選考については、別に定める。

(地域連携推進センター長)

第7条 地域連携推進センター長は、地域連携推進センターの事業を統括し、地域連携推進センターを代表する。

2 理事長は、学長の申出に基づき本学の専任教員の中から地域連携推進センター長を任命する。

3 地域連携推進センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、事故等により後任が補充された場合、その後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第8条 第5条第1項第3号に定める研究員は、次のとおりとする。

(1) 専任教員

(2) 特任教員

(3) 本学において研究活動を行う客員教授、客員准教授及び客員講師

(4) 客員研究員

(5) 外部資金を本学が管理する名誉教授

(研究所運営委員会)

第9条 研究所に、研究所の事業運営に関する事項のうち、学長が必要と認める事項について意見を述べるため、研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、所長、学術研究推進部会長、地域貢献部会長及び次条に定める紀要編集部会長をもって充てる。また、所長は必要に応じ、これ以外の者を委員として選任し、委嘱することができる。

3 所長は、委員会を招集し、議長として議事を司る。

4 委員会は、学長から諮問を受けた事項の一部について、別途ワーキンググループを設置して付託することができる。

5 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、所長の決するところによる。

(紀要編集部会)

第10条 委員会に、紀要の企画、原稿募集、編集及び発行を行うため、紀要編集部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、本学専任教員のうちから所長が指名する。

3 部会長は、委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会を招集し、議事を司る。

5 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学外国学研究所規程（2012年4月規程第1号）は、廃止する。